住宅のリフォーム費用の一部を助成します！

希望する人は、期限内に書類などを企画課へ提出してください。

受付期間
11月1日(金)～11月22日(金)

対象者
・町内在住で本町に住民登録または外国人登録をしている人
・本人及び同居家族が町税や町の使用料などを滞納していない人
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
・過去に本町が実施した移住定住支援施策「智頭町ＵＪＩターン住宅支援事業」または「定住促進対策事業（住宅支援）」の助成金の交付を受けていないこと
・過去に同様の事業による補助金の交付を受けている者は、補助金を受けた年度から3ヶ年度経過していること。

助成条件・対象物件
・工事費が20万円以上のもの
・町内業者による施工
・他の助成事業と重複しない
・住民基本台帳に記載されている住所であり、生活実態のある住宅（蔵・倉庫含む）

助成額
助成対象工事にかかる経費の15／100（上限15万円）
応募多数の場合は、抽選とします。ただし、初めて申請される人を優先します。
申請書や完了報告に必要な書類は役場企画課に準備しています。また、町のＨＰでもダウンロードできます。

【問合せ先】 役場企画課
☎75－4112

移住定住相談窓口が移転します！

智頭町移住定住相談窓口は、11月5日(火)から役場企画課から智頭町観光協会へ移転します。

対応時間
観光協会の開所時間と同じ
※移住定住コーディネイターによる相談対応は、原則祭日を除く月曜日～金曜日。午前9時～午後5時。

これまで同様、移住定住コーディネイターが、移住定住に関する情報発信、移住希望者からの相談対応を行います。
空き家の相談、空き家バンクの登録、空き家の紹介等も行っています。
智頭町へＵターンなどの相談も受け付けていますので、利用ください。

【問合せ先】 役場企画課
☎75－4112

空き家を利活用する活動に補助金を交付します！

空き家発生の予防と利活用を進めるため、その計画づくりや勉強会、ワークショップなどに係る経費を補助します。対象団体は、集落、地区、団体等で、法人格の有無は問いません。空き家の利活用について、考えてみませんか？

補助額 最大60万円

【申請・問合せ先】 役場企画課
☎75－4112

「ひきこもり家族教室」のお知らせ

ひきこもりに至る経過はさまざまで、いくつかの要因が重なっていると言われています。ひきこもりについて家族同士で交流してみませんか？
予約は不要です。

対象者
ひきこもり状態にある人の家族

日時 11月19日（火）
（受付）午前9時45分～
（開始）午前10時～正午

場所
さわやか会館3階多目的室
（鳥取市富安2丁目96）

内容
①講演
「就労支援について考える」

【問合せ先】
鳥取市保健所　障がい支援課
☎0857－22－5616